



## あなたは戦争する国を許しますか？

### 今こそ9条 in 川崎

10・13 かながわ大集会は、午前中は、8つの分科会、午後は全体会で、松元ヒロ（元、ザ・ニュー

＜9条かながわ大集会・川崎アピールより＞

この国に戦争はいらない

戦争をする国で、自由に生きることはできない。

戦争をする国で、人間らしく生きることはできない。

戦争をする国で、豊かに生きることはできない。

この国は原発と武器を売ってはならない。

この国を戦争をする国にしてはならない。

子どもたちのために。

憲法9条は人類の宝もの

神奈川のひとりの主婦が「憲法9条にノーベル賞を」と思い立った。

多くの人びとが彼女の周りに集まり、40万筆もの賛同署名が集まった。

世界の人びとと手をつないで、憲法9条を世界に輝かせよう。

戦争のない世界をつくるために。 2014年10月13日

#### 学習会 みんなで考える 特定秘密保護法の問題点

日時 11月12日（水）

午後6時30分～9時

会場 男女共同参画センター（旧フォーラム）

戸塚駅区上倉田町 435-1

共催 秘密保護法廃止へ！戸塚区の会・

9条の会戸塚区協議会 **ご参加ください**

#### 「秘密保護法の今？」

11月18日（火）午後6時半

会場 日本基督教団・蒔田教会 礼拝堂

市営地下鉄蒔田駅から徒歩2分

講師 海渡双葉弁護士

共催日本キリスト教団・神奈川教区国家秘密法反対特別委員会・9条の会戸塚区協議会

考えよう！集まろう！声をあげよう！集团的自衛権に NO!

10/26 かながわ集会に東戸塚からも参加しました。神奈川労働弁護団、社会文化法律センター、自由法曹団、青年法律家協会弁学会合同部会が主催。横浜弁護士会が後援する集会でした。4000人超が集まった横浜公園での集会、隣では、技能祭りもあって賑やかでした。集会後、伊勢佐木町コースなど3コースに分かれ、市民に「集团的自衛権行使反対」「特定秘密保護法撤回」「憲法9条を守れ」「安倍内閣打倒」などシュプレヒコールで訴えました。（写真左は集会の舞台、右はパレード）



集团的自衛権の行使を容認することは、憲法9条に反します。政府が閣議決定で集团的自衛権の行使を容認することは、憲法が、国の最高法規であつて、政府もまた憲法の縛りの下にあるという立憲主義にも反します。政府は、集团的自衛権の行使などを可能にするために、来年度の通常国会で、自衛隊法などの個別法の改正を行おうとしています。



## 集団的自衛権行使容認の閣議決定

### —安倍首相は「うそ」と「でたらめ」の説明—

政府作成の「Q & A」も・・・

安倍内閣が7月1日に強行した、集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」について、「うそ」と「でたらめ」の説明を繰り返しています。

10月11日、東戸塚9条の会の勉強会では、政府が作成した「Q & A」を読んで話し合いました。

回答が簡単で、抽象的な説明がほとんどで、説明にうっかり騙されてしまう内容もあります。

「現行の憲法解釈の基本的な考え方はなんら変わらない」というウソ

現行の憲法解釈である「憲法9条は集団的自衛権を禁じている」というものから「禁じていない」と正反対にかえたのが「集団的自衛権行使容認」の閣議決定です。まさに白を黒という「うそ、でたらめ」です。

安倍首相は、武力行使ができる要件である「わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」は、自国が攻撃を受けた場合の個別自衛権の考え方と変わらないと言い訳を述べています。

しかし、これもデタラメです、従来の政府の公式見解は「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処する措置」として武力行使が容認されるとしてきました。

従来の「急迫、不正の事態」という現実に行き起きている場合から「明白な危険がある場合」という判断による、その判断は当然政府が行うのですから、この考え方も大きく変更しています。

「海外派兵は一般に許されないという従来からの原則もまったく変わらない」というまやかし

集団的自衛権は自国が攻撃されていないのに、他国が攻撃された場合に、その攻撃を自国の攻撃とみなして武力行使することですから、その武力行使は海外ですることです。すなわち海外に派兵することです。

しばしば安倍首相は、武力行使の要件（前述）をもって「集団的自衛権一般を容認したものではない、湾岸戦争やイラク戦争のように武力行使の要件そのものが、政府の判断によるものであり、一般に海外派兵は許されないといっても何の制限にもなりません。

さらに、今回の閣議決定では自衛隊の海外での活動

地域について「戦闘地域（現に戦闘現場になっていないし、今後も戦闘がおきないと認められる地域）」という従来の歯止めをはずして「戦闘現場には行かない」と変更しました。この点でも従来の原則は事実上反故にしています。

かつての湾岸戦争やイラク戦争のような場合であっても「戦闘現場」でなければ「戦闘地域」であっても派兵ができるようになります。

安倍首相は注意深く「かつての湾岸戦争、イラク戦争のような……戦闘には今後も参加しない」といいますが、「戦闘地域」までいって後方支援は行うということであり、安倍首相の説明は「ウソとマヤカシ」と言わざるを得ません。

「許すのは、国民を守るための自衛の措置だけ」というでたらめ

他国が攻撃されて、我が国にとって「国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」といっていますが、実際にあるのでしょうか。

安倍首相は中東からの石油輸送の確保のためホルムズ海峡の機雷掃海活動が必要だとの意向を示しました。また、岸田外務相は日米同盟が毀損する事態は（それに該当する）可能性が高いとの認識を示しました。岸戦争やイラク戦争のように

石油確保のためだ、日米同盟が揺らいだりしないためだといって、海外で戦争する集団的自衛権を行使する、これが、どうして「許すのは国民を守るための自衛の措置だけ」と言えるのでしょうか、「うそとでたらめ、マヤカシ」の説明は許されません。



東戸塚9条の会

勉強会

日時 11月8日（土）10時～

会場 東戸塚地区センター 2階

テーマ 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）

どなたもご参加ください。

9の日宣伝

11月9日（日）午後1時～2時

東戸塚駅改札階